

起因するものではない限り、民事訴訟に係る争訟費用及び敗訴した場合の法律上の損害賠償金等についても、補償の対象となります。

Q4. 事務系の職員でも加入できるのか？ 建設系の仕事から離れた場合、保険の加入対象者としての資格を失うのではないのか？

—職務の内容に関わらず、「全建の正会員」であり、かつ、「公務員」の方であればご加入いただけます。

Q5. 退職後も5年間の補償が続くが、5年以降に結審し、損害賠償金が発生した場合は補償されるのか？

—損害賠償請求が最初になされた時点で保険に加入されていた案件であれば有効な保険契約として補償されます。

**ご注意!!**

この保険は、①「全建の会員である」ことと②「公務員である」ことが加入条件です。加入された後も、常に、①「全建の会員である」と、②「公務員である」であることにご留意ください！

(例：転勤された際、転勤先においても全建の会員登録手続きを忘れずに行っていただくようお願いします。)

上記のほか、よくある問合せについては、全建ホームページ（建設系公務員賠償保険制度）「よくあるQ&A集」にまとめてありますので、ご参考願います。また、パンフレットの請求やご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

## 5. お問い合わせ先

- 保険内容に関する問合せ・ご相談窓口・資料請求取扱代理店：建栄サービス株式会社 竹田  
TEL：03-3291-6340 E-mail:kenei-s-hp@kenei-s.co.jp  
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社  
TEL：03-3515-4122（担当）公務第一課 安斉
- 会員に関すること等  
団体保険契約担当：（担当）本会会員課 春日・露木  
TEL：03-3585-4546 E-mail:kaiin@zenken.com

## Dr.クマの“健康のヒント”

### 人畜共通感染症



ヒトと動物は体の構造が異なっているのだが、同じ病原体が原因で病気になることも多い。このような病気を人畜共通感染症と呼んでいる。原因がわかれば治療法もある場合も多いのだが、問題は動物が病原体を持っているかどうかのわかりにくいことと、珍しい病気については治療法がないことである。比較的知られているものにはオウム病がある。クラミジアという微生物がヒトに感染すると重い肺炎を起こす。家庭で飼われているオウムなどの鳥類がクラミジアを媒介することがあり、一家全員が肺炎になった例もあるほどだ。ハムスター、マウスなどのげっ歯類も沢山の病原体を媒介し、レプトスピラ、リステリア症などを、イヌで有名なのが狂犬病、エ

キノコックス症（これは特にキタキツネも有名）などを引き起こす。そういえば、最近の医師国家試験でシカからE型肝炎に感染した例が出題されていた。ペットとして輸入される珍しい動物の多くは野生動物で、どんな病原体を持っているのかわからないのが実情である。管理された環境で感染に気をつけて飼育されていけばいいのだが、動物を飼うということは、その動物から感染する危険性があるということでもある。度を越えたスキンシップや、口移しで餌をやることは大変危険である。また、野生動物には極力触らないこと。珍しい病気は正しい診断にも時間がかかるのである。

（北里大学 医学部 教授 熊谷 雄治）